（上場株式の議決権の代理行使の勧誘に関する内閣府令の一部改正）

第二条　上場株式の議決権の代理行使の勧誘に関する内閣府令（平成十五年内閣府令第二十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（一般的記載事項等）	（一般的記載事項等）
第一条　［略］	**第一条**　［同上］
2　同一の株主総会に関して被勧誘者に提供する参考書類に記載すべき事項のうち、株主総会参考書類（会社法第三百一条第一項（同法第三百二十五条において準用する場合を含む。）に規定する株主総会参考書類をいう。以下この項及び第四十四条において同じ。）、議決権行使書面（同法第三百一条第一項（同法第三百二十五条において準用する場合を含む。）に規定する議決権行使書面をいう。以下この項及び第四項並びに第四十四条において同じ。）及びその他当該株主総会に関する書面に記載している事項又は令第三十六条の二第二項若しくは同法第二条第三十四号に規定する電磁的方法（以下この項において「電磁的方法」という。）により提供する事項がある場合には、これらの事項は、被勧誘者に対して提供する参考書類に記載することを要しない。この場合においては、株主総会参考書類又は議決権行使書面に記載している事項又は電磁的方法により提供する事項があることを明らかにしなければならない。	2　同一の株主総会に関して被勧誘者に提供する参考書類に記載すべき事項のうち、株主総会参考書類（会社法第三百一条第一項（同法第三百二十五条において準用する場合を含む。）に規定する株主総会参考書類をいう。以下この項及び第四十四条において同じ。）、議決権行使書面（同法第三百一条第一項（同法第三百二十五条において準用する場合を含む。）に規定する議決権行使書面をいう。以下この項及び第四十四条において同じ。）及びその他当該株主総会に関する書面に記載している事項又は令第三十六条の二第二項若しくは同法第二条第三十四号に規定する電磁的方法（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供する事項がある場合には、これらの事項は、被勧誘者に対して提供する参考書類に記載することを要しない。この場合においては、株主総会参考書類又は議決権行使書面に記載している事項又は電磁的方法により提供する事項があることを明らかにしなければならない。
3　参考書類に記載すべき事項のうち、当該発行会社により会社法第三百二十五条の三第一項（同法第三百二十五条の七において準用する場合を含む。第四十四条において同じ。）の規定による電子提供措置（同法第三百二十五条の二に規定する電子提供措置をいう。第四十四条において同じ。）がとられているものがある場合には、これらの事項は、参考書類に記載することを要しない。この場合においては、会社法施行規則（平成十八年法務省令第十二号）第九十五条の三第一項第一号に掲げる事項を記載しなければならない。	［項を加える。］
4　参考書類に記載すべき事項のうち、当該発行会社が会社法第三百二十五条の三第三項の規定により同項に規定する開示用電子情報処理組織を使用して提出の手続を行った有価証券報告書（添付書類及びこれらの訂正報告書を含む。第四十四条において同じ。）に記載しているもの（同法第三百二十五条の三第一項各号に掲げる事項のうち定時株主総会に係るものに限り、議決権行使書面に記載すべき事項を除く。）がある場合には、これらの事項は、参考書類に記載することを要しない。この場合においては、会社法施行規則第九十五条の三第一項第二号に掲げる事項を記載しなければならない。	［項を加える。］
5　［略］	3　［同上］
6　参考書類に記載すべき事項のうち、当該発行会社により会社法施行規則第九十四条第一項に規定する措置が執られているものがある場合には、これらの事項は、参考書類に記載することを要しない。この場合においては、同条第二項に規定するものを記載しなければならない。	4　参考書類に記載すべき事項のうち、当該発行会社により会社法施行規則（平成十八年法務省令第十二号）第九十四条第一項に規定する措置が執られているものがある場合には、これらの事項は、参考書類に記載することを要しない。この場合においては、同条第二項に規定するものを記載しなければならない。
7　［略］	5　［同上］
（書類の写し等の提出を要しない場合）	（書類の写し等の提出を要しない場合）
第四十四条　令第三十六条の三に規定する内閣府令で定める場合は、同一の株主総会に関して株式の発行会社の株主（当該総会において議決権を行使することができる者に限る。）の全てに対し、株主総会参考書類が交付されている場合又は株主総会参考書類に記載すべき事項について	**第四十四条**　令第三十六条の三に規定する内閣府令で定める場合は、同一の株主総会に関して株式の発行会社の株主（当該総会において議決権を行使することができる者に限る。）のすべてに対し株主総会参考書類及び議決権行使書面が交付されている場合とする。